

Q



会社からのお給料のほかに特定口座内において上場株式の配当を受け取っているのですが、申告しなくてよかったですよね？

A



特定口座内における上場株式の配当につきましては、申告不要制度をとることができますが、申告することで税金が還付される場合もあります。また、今回の改正で、住民税の申告を別に選択可能とすることが明確化されました。

●改正概要●

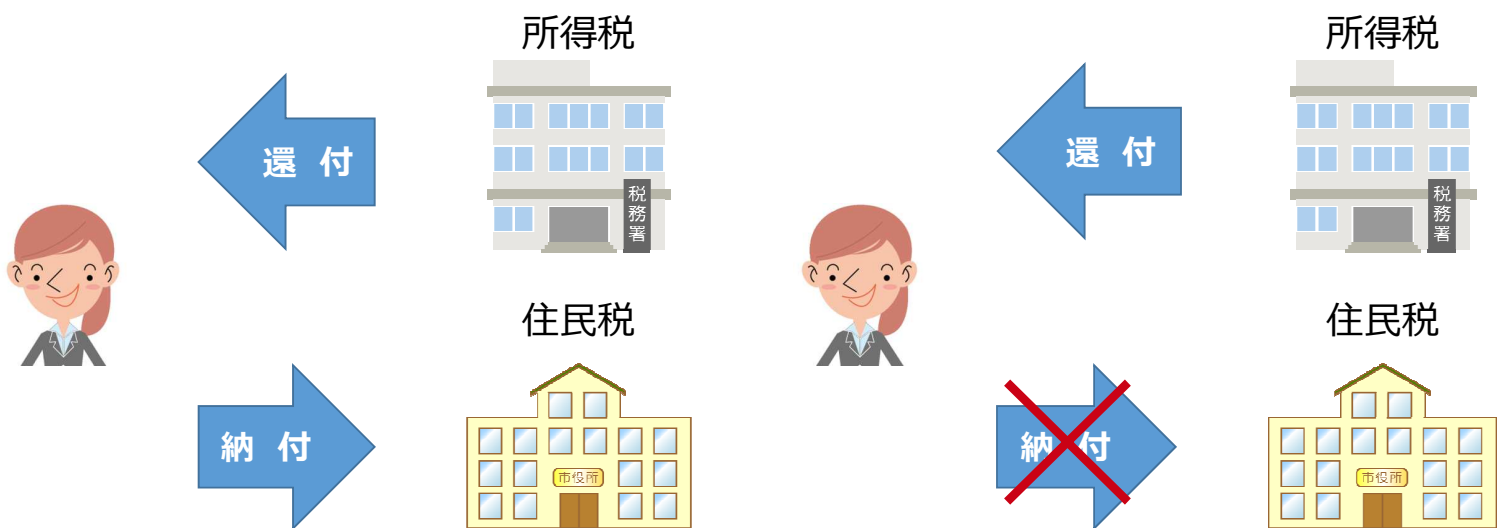
課税方式の選択

減税

・申告分離、申告不要、総合課税のうち所得税と住民税で異なる課税方式を選択して申告することが可能であることが明確化されました。（例：所得税は総合課税、個人住民税は申告不要制度）

【改正前】

【改正後】



住民税・健康保険料などを考慮したうえで、確定申告するか、しないかの判断が煩雑だった

所得税のみ確定申告をおこない、住民税の申告をしないことが選択できるため、配当に関して所得税のみで判定可能

平成28年分の以後の所得税、平成29年分以後の個人住民税から適用開始



POINT



確定申告書とは別に3月15日まで（市区町村によっては住民税の納税通知書が発送される日まで）に別途住民税の申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方法を選択することができます。